

非常災害等による臨時休業について（改訂保存版）

「尼崎市」に警報等が発令されたときの対応につきましては、次の通りです。

但し報道機関によつては、尼崎市が含まれていなくとも「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページなど複数の媒体で『尼崎市』が含まれてあるかご確認ください。

* 気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/>への登録をおすすめします。

1 登校前 午前7時現在

『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』

が発令されている場合は、自宅待機とします。

午前7時から、9時までのラジオ・テレビ等の気象情報に注意して下さい。

2 ただし、午前9時までに

『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』

が解除された場合は、その時点で登校させて下さい。

（解除とは、警報が注意報に変わった場合も含みます。

学校から連絡しませんが、授業を行ないますので登校させて下さい。

給食を実施できることとなり、登校後通常通りの授業を行います。）

3 午前9時までに

『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』

が解除されない場合は、臨時休校とします。

休校中(特に警報発令中)は、家の外に出さないように、ご配慮下さい。

4 登校後、在校中に

『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』

が午前11時までに発令された場合は、悪天候下での危険な下校を避けるため、給食を実施せず速やかに下校の措置をとります。発令が予想される場合は、あらかじめ昼食等の用意をお願いします。

（ただし、児童を一時的に学校に待機させたり、保護者に迎えを依頼することがあります。その際はメール配信等でお知らせします）

以上

※見やすい所に貼っておいて下さい。